

回覧												

垂水市農林技術協会だより

第8号：令和6年11月1日発行

発行・事務局：垂水市農林課
問 合 せ 先：32-1224（直通）

● 内 容

- ・狩猟期間に入りました～事故に注意！～
- ・令和7年收入保険の加入手続きはお済みですか！
- ・飼料用米等の適正な流通について

※12月18日（水）に農業用廃プラスチック類回収を予定しています。
詳細につきましては来月号に掲載いたします。

農林技術協会だよりは市のホームページでも掲載しています→



垂水市公式LINE
友だち募集中！



狩猟期間に入りました～事故に注意！～

狩猟期間中の誤認による狩猟事故を防止するため、山林に入る場合は、狩猟者が確認しやすい目立つ色の衣服を着用するなどの対策に心がけましょう。また、狩猟をされる方は正しいマナーと安全確認で狩猟事故防止に努めましょう。

なお、狩猟期間中はイノシシ・サルを除き原則、市による有害鳥獣捕獲は行いませんので、電気柵等を設置するなどの自己防護策をお願いします。

令和6年度の鹿児島県の狩猟期間は、

▶イノシシ・シカ

令和6年11月1日（金）～令和7年3月15日（土）

▶その他の狩猟鳥獣（タヌキ、アナグマ等）

令和6年11月15日（金）～令和7年2月15日（土）

※ 狩猟場所 鳥獣保護区等を除く県内全域



詳しくは鹿児島県ホームページへ▶▶

令和7年收入保険の加入手続きはお済みですか！

収入保険は、農業者ごとの収入全体を捉えて補償することで、品目の枠にとられずに、自然災害に限らず農業者の経営努力では避けられないあらゆるリスクに対し、総合的に補償する公的保険制度です。

個人の方は令和6年12月まで、法人の方は事業年度の末月までに加入申し込みをお願いします。

【加入できる方】

青色申告を行っている農業者（個人・法人）

※保険期間の前年1年分の青色申告（簡易な方式を含む）実績があれば加入できます。

【補償内容】

農業者が自ら生産した農産物の販売収入全体を対象とし、自然災害や価格低下だけではなく、農業者の経営努力では避けられない収入減少を補償します。



【補てんの仕組み】

保険期間の収入が基準収入の9割（5年の青色申告実績がある場合の補償限度額の上限）を下回った場合に、下回った額の9割（支払率）を上限として補てん金を支払います。

補てん方式には、保険方式（掛捨て）と積立方式（掛捨てとまらない）を併用する「積立方式併用タイプ」と、保険方式のみの「保険方式補償充実タイプ」があり、農業者が選択できます。

【保険料、積立金等】

農業者は、保険料・積立金・付加保険料（事務費）を支払って加入します。保険料には50%、積立金には75%、付加保険料（事務費）には50%以内の国庫補助があります。

税務上、保険料及び付加保険料（事務費）は、必要経費（個人）又は損金（法人）に計上します。積立金は、預け金として取り扱います。

※保険料率は、新規加入（補償限度80%）の場合、1.179%（50%の国庫補助後）で、自動車保険と同様に、保険金の受取が少ない方は、保険料率が下がっていきます。積立金は、補てんに使われなければ、翌年の補償にスライドします。

【加入手続き等のご相談は最寄りの農業共済組合へ】

鹿児島県農業共済組合 肝属支所収入保険課

☎0994-48-3181

詳しい内容は
農水省HP▶▶



飼料用米等の適正な流通について

飼料用米等を生産する農業者や、
集荷・販売等を行う皆さんへ！

飼料用米等は適正に流通してください！

定められた用途に販売



飼料用米等は、定められた用途以外への使用、又は定められた用途以外に使用する目的での出荷・販売はできません。

主食用米への横流しや交付金の不適正な受給を防止するため、定められた用途に適正に流通させてください。

こんな行為は違反です！



- 飼料用米等として生産した米を主食用として販売
- 主食用米から発生した「ふるい下米」を寄せ集めて新規需要米の飼料用米として出荷し、交付金を申請
- 他者から購入した米や、主食用米として生産した米を飼料用米に上積みして出荷し、交付金を申請

もし、横流し等の不適正な流通が行われたら、



不適正な流通等が確認された場合には、交付金の返還となり、それが悪質と判断された場合は、

- ・ 当該取組の認定を取り消すとともに、一定期間、新規需要米や加工用米の取組を認めない
- ・ 当年産の経営所得安定対策等に係る全ての交付金を返還させる
- ・ その名称及び違反事実を公表する

などの措置が講じられることがあります。

また、飼料用米等の販売等に関する手続を他者に委任し、委任された者が不適正な流通を行った場合、委任を行った取組申請者についても上記の措置の対象となります。

農水省HP（米の流通に関する制度）▶▶
もご覧ください。

